

社会福祉法人長門市社会福祉協議会
一般事業主行動計画

本会職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるような職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日(3年間)

2.内容

目標1:計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性職員:取得率50%以上

女性職員:取得率80%以上

<対策>

- 令和8年4月～:育児休業制度及び行動計画の周知徹底を図り、職員が取得しやすい職場環境を醸成する。
- 令和9年4月～:取得対象となる職員に対し、所属長による意向確認面談を実施し、計画的な取得を促進する。

目標2:全職員の時間外勤務時間を令和7年度実績と比較して20%削減する。

<対策>

- 令和8年4月～:業務分担の再検証や組織の統合等による事務の効率化を推進し、労働時間の短縮を図る。
- 令和8年10月～:各部署における時間外勤務の要因分析を行うとともに、ノー残業デーを設けて実施する。

目標3:子の看護休暇の取得対象を小学校就学中の子を持つ職員まで拡大する。

<対策>

- 令和8年4月～:制度拡充に向けた職員のニーズ調査及び実態把握を実施。
- 令和10年4月～:新制度を施行し、職員への周知及び取得促進を図る。